

## 千葉県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的とし、疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関（以下「登録医療機関」という。）の開設者に対し、疑い患者受入れに係る医療体制の確保に要する経費について、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」（令和5年5月8日厚生労働省発医政0508第13号・厚生労働省発健0508第10号・厚生労働省発薬生0508第58号厚生労働事務次官通知）、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」（令和5年5月8日付け医政発0508第12号・健発0508第6号・薬生発0508第4号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）、「千葉県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実施要綱」及び「千葉県補助金等交付規則」（以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金は、疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関が院内感染を防止するために必要な設備整備等を補助対象とする。

### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助は、千葉県内の救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、地域小児科センターのうち、登録医療機関を開設する者であって、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

- 一 令和5年4月1日以降、第2条に定める事業を実施した者
- 二 令和5年9月30日までに、第2条に定める事業を実施する者
- 三 令和5年4月1日以降、第2条に定める事業を実施し、加えて令和5年9月30日までに、同条の事業を実施する者

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者が（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する職員、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する

者であるときは、補助の対象者とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
  - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
  - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
  - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付額の算定方法・補助対象経費・対象期間等）

- 第4条 この補助金の補助対象経費、対象種目、基準額、補助率等は別表に定めるとおりとし、基準額と補助対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を交付する。ただし、補助対象経費は、令和5年9月30日までに補助対象者が整備等を完了したものを対象とし、寄付金その他の収入があつた場合はその額を控除した額とする。
- 2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - 3 この補助金の対象とする期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までとする。

（交付の条件）

- 第5条 この補助金の交付の決定には、次の各号の条件が付されるものとする。
- 一 事業実施計画の範囲を超えて補助金の配分を変更する場合は、知事の承認を受けなければならない。
  - 二 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
  - 三 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - 四 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - 五 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の

機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

六 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

七 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

八 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申請内容に基づき報告を行うこと。

九 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

十 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

#### （申請手続）

第6条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請は、第1号様式による交付申請書に、事業実施計画その他の関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

#### （変更申請手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、第2号様式による変更申請書に関係書類を添えて、第6条に定める申請手

続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

第8条 知事は、第6条又は第7条に定める提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止したときを含む。）又は交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、あらかじめ指定する期日までに第4号様式による実績報告書を知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、第9条の規定による事業実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実績内容が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 登録医療機関は、規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、第5号様式による交付請求書を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第12条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、第6号様式による概算払請求書を知事に請求しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(決定の取消)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 二 補助金の第2条に定める事業以外の用途への使用、第4条に定める経費以外への使用、並びに当該補助金の交付および支払等に関して知事あてに提出した書類等の記載

内容について、故意または重過失により虚偽の事実があったとき。

(暴力団密接関係者)

第15条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(その他)

第16条 特別の事情により第4条、第6条、第7条及び第9条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年8月19日から施行し、令和2年度予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から施行し、令和2年度予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月18日から施行し、令和3年度予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月21日から施行し、令和3年度予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月24日から施行し、令和3年度予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月24日から施行し、令和4年度予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月7日から施行し、令和4年度予算に係る補助金について適用する。

る。

#### 附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年度予算に係る補助金について適用する。

別 表

対象経費、対象種目、基準額及び補助率

対 象 経 費	対 象 種 目	基 準 額	補 助 率
救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要する経費	初度設備費	1床当たり 133,000円	10/10
	個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）	1人当たり 3,600円	
	簡易陰圧装置	1床当たり 4,320,000円	
	簡易ベッド	1台当たり 51,400円	
	簡易診療室及び付帯する備品(※)	実費相当額	
	HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1施設当たり 905,000円	
	HEPAフィルター付パーテーション	1台当たり 205,000円	
	消毒経費	実費相当額	
	救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品	1施設当たり 300,000円	
周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器	1台当たり 1,500,000円		

(※)簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。